

男鹿市規則第21号

男鹿市移住体験住宅設置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、男鹿市移住体験住宅設置条例（令和7年男鹿市条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 男鹿市移住体験住宅（以下「住宅」という。）の使用に当たり、使用の開始及び終了の時間は、使用を開始する日にあっては、午前9時から午後4時までの間に開始するものとし、使用を終了する日にあっては、午前9時から午後3時までの間に終了するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に定める使用時間を変更することができる。

(休業日等)

第3条 住宅には休業日を設けないこととする。

2 市長は、必要があると認めるときは、臨時に休業日を設けることができる。

(使用の許可の申請)

第4条 条例第3条の規定により使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅を使用する30日前までに男鹿市移住体験住宅使用許可申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(使用の許可)

第5条 市長は、前条の規定により申請書の提出を受けたときは、当該申請に係る書類を審査し、使用が適当であると認めたときは、男鹿市移住体験住宅使用許可書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による書類の審査により、条例第4条各号に該当し使用が適当でないと認めたときは、男鹿市移住体験住宅使用不許可通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(使用の取消し等)

第6条 条例第6条の規定による使用の取消し等は、男鹿市移住体験住宅使用取消（停止）通知書（様式第4号）により、使用者に通知するものとする。

(使用料の減免の申請)

第7条 条例第9条の規定による使用料の減免は、次の各号のいずれかに該当する場合において申請できるものとし、減免を受けようとする者は、あらかじめ男鹿市移住体験住宅使用料減免申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 災害等により、使用者及びその帶同者が使用期間終了日に帰宅することが困難で、住宅の使用を延長する場合
- (2) 傷病等により、使用者又はその帶同者が使用期間終了日に帰宅することが困難で、住宅の使用を延長する場合
- (3) その他やむを得ない事情により、住宅の使用の延長が認められる場合

2 市長は、前項の申請を承認したときは、同項の申請書にその年月日を記入し、これを申請者に交付するものとする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。